

報告第3号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年6月7日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

記

項 目		内 容
1	発生日時・場所	令和4年2月18日 午前7時45分頃 飛騨市古川町寺地地内 八幡神社付近
	事故の概要	運行委託先事業者職員が運転するスクールバスが、古川西小学校児童送迎のため古川町寺地地内八幡神社付近で転回し県道479号へ侵入したところ、同県道を西側から走行してきた車両があり停止しようとしたが、積雪によりスリップしたため、相手方車両に接触し、相手方車両助手席側ドアミラー付近を損傷させた。
	相手方	飛騨市古川町 [REDACTED] [REDACTED]
	相手方損害額	189,155円
	市の過失割合	80%
	損害賠償金	151,324円
	内 保険金	151,324円
	訳 一般財源	0円
専決年月日	令和4年3月31日 専決第2号	

項 目		内 容	
2	発生日時・場所	令和4年1月21日 午後0時30分頃 飛騨市神岡町 [REDACTED]	
	事故の概要	神岡町釜崎地内市道上村線沿線において、融雪に伴い市道の路側擁壁小段から雪塊が落下し、擁壁の下方にあった民家に当たりガラス戸を損傷させた。	
	相手方	飛騨市神岡町 [REDACTED] [REDACTED]	
	相手方損害額	82,500円	
	市の過失割合	100%	
	損害賠償金	82,500円	
	内	保険金	82,500円
	訳	一般財源	0円
専決年月日	令和4年5月16日 専決第6号		